

| 今号の主な内容 |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 3面      | 新宿ものづくりマイスター「技の名匠」を認定<br>優良企業表彰                                  |
| 4面      | 「(仮称)新宿区危険ドラッグ<br>その他の危険薬物撲滅条例」<br>の制定にご意見を                      |
| 8面      | 3月28日(土) 新宿中央公園に<br>フットサル施設を開設<br>新宿区広報番組「こんにちは<br>新宿区長です!」2月の放送 |



しんじゅくコール  
☎(3209)9999 FAX(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

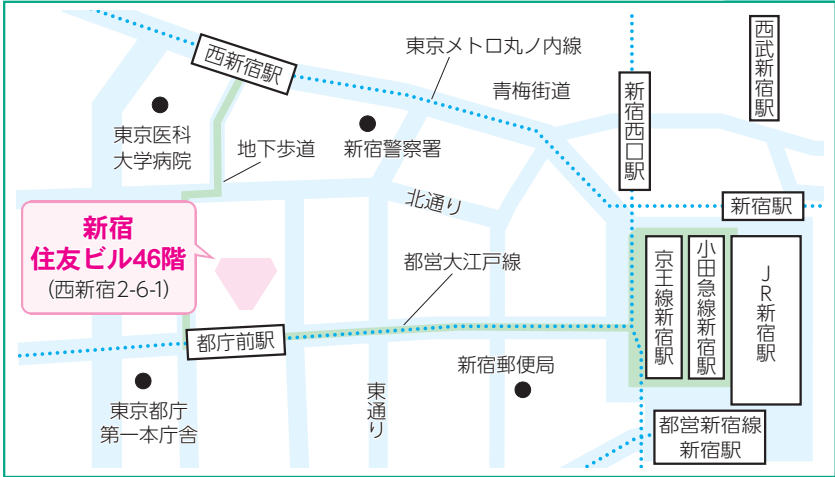
# 確定申告が始まります

## 所得税及び復興特別所得税の 申告と納税は

2月16日(月)～3月16日(月)です

還付申告書はすでに受け付けています

【問合せ】▶ 所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税等…新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3)  
☎(3362)7151、四谷税務署(〒160-8530三栄町24)  
☎(3359)4451  
▶ 個人事業税…新宿都税事務所(〒160-8304西新宿7-5-8)☎(3369)7151  
▶ 住民税…区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)☎(5273)4107・4108  
▶ 国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>  
※ 社会保険料控除、高齢者のおむつ代の医療費控除、寝たきりの高齢者等の障害者控除について、2面でご案内しています。



## 申告書の作成会場が 新宿住友ビル46階に変わります

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書の作成会場を、新宿住友ビル46階(西新宿2-6-1、左地図参照)に開設します。  
【開設期間】2月12日(木)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)  
※2月22日(日)、3月1日(日)は開場します。  
【受付時間】午前9時～午後4時(相談は午前9時15分から)  
※税務署内に確定申告書作成会場は設置しません。  
※作成済みの申告書は税務署に提出してください。

## 国税庁ホームページで 申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。

また、作成した申告書等に電子証明書を添付して、送信(提出)もできます(e-Tax・イータックス)。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

※e-Taxの利用には、「電子証明書が格納された住民基本台帳カード」「ICカードリーダライタ」が必要です。  
※住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、平成28年1月以降に希望する方に交付される「個人番号カード」に格納されます。

## 申告書は郵送でも提出できます

作成済みの申告書は管轄の税務署へお送りください(新宿住友ビル内の会場へは郵送できません)。

申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、作成した申告書に「提出用」「控用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 贈与税の申告と納税

平成26年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」等の特例を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。e-Taxも利用できます。

## 税理士の無料申告相談

所得税及び復興特別所得税・個人消費税の申告の相談をお受けします。

【日程・会場】下表のとおり

【受付時間】午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分

【相談時間】午前9時30分～12時・午後1時～4時  
※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、贈与税の相談はご遠慮ください。

※車での来場はご遠慮ください。

※申告書の提出のみの方は直接、税務署にお持ちいただくか、郵送で提出してください。

### ●新宿税務署管内の方

| 日程 (2月)             | 会場                       |
|---------------------|--------------------------|
| 2日(月)～4日(水)         | 落合第二地域センター(中落合4-17-13)   |
| 4日(水)～6日(金)         | 戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)     |
| 9日(月)・10日(火)・12日(木) | 落合第一地域センター(下落合4-6-7)     |
| 12日(木)・13日(金)       | 大久保地域センター(大久保2-12-7)     |
| 16日(月)～20日(金)       | 区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1-5-1) |

### ●四谷税務署管内の方

| 日程 (2月)                    | 会場                           |
|----------------------------|------------------------------|
| 2日(月)～6日(金)                | 牛込簗笥地域センター(簗笥町15)            |
| 9日(月)・10日(火)・12日(木)・13日(金) | 榎町地域センター(早稲田町85)             |
| 16日(月)～20日(金)              | 若松地域センター(若松町12-6)            |
| 23日(月)～27日(金)              | 東京税理士会四谷支部(四谷3-7-6、NK第8ビル2階) |

## 住民税の申告書をお送りします

平成26年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月6日(金)に27年度の申告書を発送します。申告が必要な方は、受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月9日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。

●2月22日(日)は区役所で  
27年度の住民税の申告を受け付けます

【受付時間】午前9時～午後5時  
【申告会場・問合せ】区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)☎(5273)4107・4108へ。

## にせ税理士にご注意を!

税理士資格がない者が、税務相談・税務書類の作成・税務代理などをする場合は、法律で禁じられています。資格がなく、専門知識が欠けている「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を被るおそれもあります。

税理士は税理士証票を携行し、税理士バッヂを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。